

令和7年度 物価高騰等により影響を受けている 中小企業者等への金融支援について

市では、物価高騰等の影響を受けている中小企業者等を対象に、金融支援を実施しています。

対象となる方

- 新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）
「物価高騰等対策特別融資」を利用する中小企業者等

※ 次の要件を満たす必要があります。

- ・市内に事業所を有すること（個人事業主・・・現住所が市内でも可）
- ・補助金の交付を申請する時点で継続して事業を行っていること

支援内容

利子補給

物価高騰等対策特別融資の借入利子の一部
を市が補助金として交付

- ・補給期間：2年分
- ・補助率：1.0%
- ・補助対象額：1事業者 1,000万円
※ 令和7年度融資実行分
- ・要件：市税の滞納がないこと
- ・交付方法：融資実行後に一括
- ・申込先：上越市産業政策課産業振興係

信用保証料補給

物価高騰等対策特別融資を利用する
際に信用保証協会に支払う信用保証
料の一部を市が負担

- ・補給割合：25%

※ 新潟県信用保証協会と上越市との
契約による支援となるため、
申請の必要はありません。

新潟県「物価高騰等対策特別融資」の概要

融資限度額：1億円
資金使途：運転・設備・借換
融資期間：10年（うち据置期間5年以内）
融資利率：1.30%～1.90%
申込：新潟県制度融資取扱金融機関

お問合せ

上越市 産業部 産業政策課 産業振興係
〒943-8601 上越市木田1-1-3 ☎025-520-5729



概要等については
こちらをご参照ください